

未 定 稿

厚生労働省発雇児第

号

平 成

年

月

日

各  
都道府県知事  
指定都市市長 殿  
中核市市長  
市区町村長

厚生労働事務次官

平成23年度子育て支援交付金の国庫補助について

標記の交付金については、別紙「平成23年度子育て支援交付金交付要綱」により行うこととされ、平成23年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、平成20年11月28日厚生労働省発雇児第1128002号「次世代育成支援対策交付金の国庫補助について」は廃止する。

おって、平成22年度以前に交付された国庫補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

## 平成23年度子育て支援交付金交付要綱

### (通則)

- 1 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律（平成23年法律第●●号。以下「子ども手当法」という。）第23条の規定に基づく交付金（子育て支援交付金）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

- 2 この交付金は、子ども手当法第23条の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が実施する次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援に資する事業に要する経費に充てるための交付金を交付し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

- 3 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。

#### (1) 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業

平成22年11月29日待機児童ゼロ特命チーム取りまとめ「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」及び平成23年●月●日雇児発第●●●●●●●●号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」（以下「実施要綱」という。）に基づき、指定都市及び中核市が実施する次の事業並びに市町村が行う次の事業に対して都道府県が補助する事業。

#### ア グループ型小規模保育事業

複数の家庭的保育者が同一の場所で保育を実施する事業。

#### イ 認可外保育施設運営支援事業

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所の業務を目的とする施設であって、同法第35条第4項の認可を受けていない認可外保育施設のうち、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定による保育所に係る基準を満たす施設に対して、運営に要する経費を補助する次の事業。

(ア) 既に市町村より補助を受けている認可外保育施設に対して補助を行う事業。

(イ) (ア) 以外の認可外保育施設に対して補助を行う事業。

(2) 次世代育成支援対策推進事業

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第8条第1項に規定する市町村行動計画により毎年度策定する別紙様式第1及び別紙様式第2の別表8による事業計画及び実施要綱に基づく事業として、指定都市、中核市及び市町村が行う次の事業。

ア 特定事業

(ア) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）として、市町村が行う事業。

(イ) 養育支援訪問事業として、市町村が行う事業。

(ウ) ファミリー・サポート・センター事業として、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業。

(エ) 子育て短期支援事業として、市町村が行う事業。

(オ) 地域子育て支援拠点事業として、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業。

(カ) 一時預かり事業として、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業。

イ その他の事業

実施要綱の別添4の2に定める要件を備える事業。

(3) 地方独自の子育て支援推進事業

実施要綱に基づき、地方が独自に行う子育て支援サービス（現物サービス）としての次の事業。

ア 地域の実情に応じた次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援に資する事業として指定都市、中核市及び市町村が行う事業。

イ 次世代法第8条第1項に規定する市町村行動計画により策定する別紙様式第1及び別紙様式第2の別表9の③による事業計画に基づく事業として、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。

(4) 子育て支援環境整備事業

実施要綱に基づき、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを推進するための以下の事業。

ア 民間児童館活動事業として、指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）、市町村が行う事業（委託に限る。）に対して都道府県が補助する事業並びに社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業。

イ 児童福祉施設併設型民間児童館事業として、指定都市及び中核市が実施する事業（委託に限る。）並びに市町村が行う事業（委託に限る。）に対して都道府県が補助する事業。

ウ 地域子育て環境づくり支援事業として、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

エ 地域組織活動育成事業として、指定都市及び中核市が実施する事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業。

(対象外事業)

- 4 この交付金は、次に掲げる事業については、交付の対象としないものとする。
- (1) 個人に金銭給付を行う事業（個人の負担を軽減する事業を除く。）。
  - (2) 既の実施している事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。（実施要綱の別添1の2に定める事業を除く。）。
  - (3) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業。
  - (4) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業について、単に当該市町村の負担を軽減するための事業。
  - (5) 新たに、実施要綱の別添1の2の(4)に定める要件に満たない認可外保育施設の運営に要する経費の一部を負担し、又は補助する事業。
  - (6) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舎の設置等を含む。）。

(交付額の算定方法)

5 この交付金の交付額は、それぞれ次により算出した額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(1)及び(4)の事業

ア 都道府県(3の(4)のウの事業のみ。)、指定都市及び中核市が行う事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と厚生労働大臣が認めた額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額に3分の2(3の(1)のイの(イ)の事業は4分の3)を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、厚生労働大臣が認めた額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ 社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業

(ア) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定め

る対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを社会福祉法人等ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県、指定都市又は中核市が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、厚生労働大臣が認めた額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

## (2) 3の(2)の事業

実施要綱の別添4に定める評価基準(以下「評価基準」という。)に基づく基準点数を基礎とし、次により算出する。

ア 評価基準により設定された基準点数の合計点等を基に厚生労働大臣が認めた額と、事業計画に掲げる事業の対象経費の実支出額の合計額から寄付金その他の収入額の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定し、交付額とする。

イ なお、平成22年度において次世代育成支援対策交付金による事業実績がある市町村においては、アにより評価基準に基づき設定された基準点数の合計点に、下表に掲げる執行率(前年度基準点数の合計(実績) / 前年度基準点数の合計(計画))。なお、前年度基準点数とは、平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に基づき設定された基準点数。)に応じて定める減額率を乗じることとする。

(表)

執行率	90%以上	90%未満
減額率	減額なし	0.9

## (3) 3の(3)の事業

ア 別表の第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額と、厚生労働大臣が認めた額とを比較して少ない方の額を。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県、指定都市及び中核市が事業を実施する場合

ア 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ク この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第4による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

## (2) 市町村が実施する事業に都道府県が補助する場合

ア 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで都道府県知事の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに

厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- ク 市町村は、都道府県から交付を受けた額と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第4による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ケ 都道府県は、国から概算払いにより市町村に交付する額に係る交付金の交付を受けた場合には、当該概算払いを受けた交付金に相当する額を遅滞なく市町村に交付しなければならない。
- コ エにより付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- サ 市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(3) 市町村が事業を実施する場合（(4)に掲げる場合を除く。）

- ア 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- オ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- ク この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第4による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理

し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(4) 市町村が民間の実施する事業に対して補助する場合

ア 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市町村長に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けず、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ケ エにより付した条件に基づき、市町村長が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

コ 民間事業者から財産の処分による収入又は交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

サ 民間事業者がア～クにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部



又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 都道府県、指定都市又は中核市が社会福祉法人等の実施する事業に対して補助する場合

- ア 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認を受けなければならない。
- イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認を受けなければならない。
- ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで都道府県又は指定都市若しくは中核市の市町村長の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- オ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県、指定都市又は中核市に納付させることがある。
- カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- キ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第8により速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に報告しなければならない。
- なお、社会福祉法人等が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本所等）で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。
- また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。
- ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ケ エにより付した条件に基づき、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- コ 社会福祉法人等から財産の処分による収入又は交付金に係る消費税及び地方消

費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

サ 社会福祉法人等がア〜クにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 指定都市及び中核市が実施する事業

指定都市及び中核市の市長は、別紙様式第1による申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 市町村が実施する事業

市町村長は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(3) 都道府県が実施する事業

都道府県知事は、別紙様式第3による申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 都道府県は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 指定都市及び中核市が実施する事業

指定都市及び中核市の市長は、別紙様式第5による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(1)のイにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(2) 市町村が実施する事業

市町村長は、別紙様式第6による報告書に關係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)のイにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(3) 都道府県が実施する事業

都道府県知事は、別紙様式第7による報告書に關係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(1)のイにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付金の返還)

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により5, 7, 8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

※別紙様式第4～第8については、作成中。

- ・別紙様式第4：交付金調書
- ・別紙様式第5～第7：事業実績報告
- ・別紙様式第8：消費税に係る仕入控除税額報告書

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業	グループ型小規模保育事業	<p>(1) 家庭的保育者経費 児童1人当たり月額 52,200円</p> <p>(2) 家庭的保育支援者経費 ア 家庭的保育者6人以上に対し配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額4,527,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、2,263,000円。)</p> <p>イ 家庭的保育者3～5人に対し配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額2,263,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,131,000円)</p> <p>(3) 連携保育所又は実施保育所経費 ア 基本分 1か所当たり年額800,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、400,000円)</p> <p>イ 加算分 基本分に加え家庭的保育者1人につき次の年額単価を加算 120,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、場合は、60,000円)</p> <p>(4) 家庭的保育補助者経費 家庭的保育補助者を配置している家庭的保育者について 児童1人当たり月額25,000円 ※ グループ内に家庭的保育補助者が配置されていても、補助者を配置していない家庭的保育者が担当する児童数は算定できない。</p>	グループ型小規模保育事業に必要な経費	1/3 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 1/2

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
	認可外 保育施 設運営 支援事 業	<p>児童1人当たり月額</p> <p>4歳以上児 12,000円</p> <p>3歳児 15,000円</p> <p>1・2歳児 39,000円</p> <p>乳児 72,000円</p> <p>※ 「5 補助率」欄に記載の「市町村より補助を受けている」とは、施設の設備や職員の配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用等について補助を受けているものであり、給食費等、運営に要する費用のごく一部の経費のみの補助制度や、設備や職員配置に関する基準を設けずに施設に対し一律に補助を行うものについては含めない。</p>	認可外保育施設運営支援事業に必要な経費	<p>ア 既に市町村より補助を受けている認可外保育施設に対して補助を行う事業 1/3</p> <p>(市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 1/2)</p> <p>イ ア以外の認可外保育施設に対して補助を行う事業 1/2</p> <p>(市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3)</p>

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
次世代 育成支 援対策 推進事 業	交付要 綱3の (2)の アの (ア)～ (カ)の 各事業 を種目 とす る。	実施要綱の別添4に定める評価基準による。	実施要綱に定める 評価基準による。	実施要綱 に定める 評価基準 による。
	実施要 綱の別 添4の 2の (1)～ (6)の 各事業 を種目 とす る。	実施要綱の別添4に定める評価基準による。	実施要綱に定める 評価基準による。	実施要綱 に定める 評価基準 による。
地方独 自の子 育て支 援推進 事業	地方独 自の子 育て支 援推進 事業	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額。</p> <p>(1) 定額分 1市町村当たり2,000,000円</p> <p>(2) 児童人口配分額 平成23年4月1日現在の各市町村における児童人口(0歳～15歳の児童数。ただし、平成8年4月1日以前に生まれた児童を除く。)に応じて、次により算出された額。 なお、実施要綱の別添2の3に該当する事業を3事業以上実施する場合には加算を行う。</p> <p>ア 児童人口3千人未満 配分基礎額284,000円×3</p> <p>イ 児童人口3千人以上1万人未満 配分基礎額284,000円 ×(当該児童人口/1千人)</p> <p>ウ 児童人口1万人以上 配分基礎額284,000円×{10+ (当該児童人口-1万人)/1,500人}</p>	地方独自の子育て 支援推進事業の実 施に必要な経費	定額 (1/2 相当)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
子育て支援環境整備事業	民間児童館活動推進事業	<p>(1) 児童館 実施要綱の別添3の1の(3)の①～④に掲げる事業のうち2事業以上を実施。 1,800,000円(1か所当たり年額)×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童館にあっては、1か所当たり900,000円とする。)</p> <p>(2) 児童センター 実施要綱の別添3の1の(3)の①～④に掲げる事業のうち2事業以上を実施。 2,969,000円(1か所当たり年額)×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあっては、1か所当たり1,484,000円とする。)</p>	民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1/3 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合又は社会福祉法人等が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する場合 1/2
	児童福祉施設併設型民間児童館事業	9,951,000円(1か所当たり年額)×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあっては、1か所当たり4,975,000円とする。)	児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費	1/3 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 1/2
	地域子育て環境づくり支援事業	都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 935,000円	地域子育て環境づくり支援事業に必要な経費	1/3

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
	地域組織活動育成事業	189,000円（1か所当たり年額）×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費	1/3 （市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 1/2）